様式第七号中「㊞」を削り、記載上の注意を削る。
様式第八号中「㊞」を削り、記載上の注意を削る。
様式第十号中「印」を削り、記載上の注意1．を削り、記載上の注意2．を記載上の注意1．とし、記載上の注意3．を記載上の注意2．とする。
様式第十一号中「印」を削り、「記載上の注意17．に基づき、記載上の注意18．の方法で」を「記載上の注意16．に基づき、記載上の注意17．の方法で」に改め、記載上の注意1．を削り、記載上の注意2．を記載上の注意1．とし、記載上の注意3．から記載上の注意18．までを一ずつ繰り上げる。
様式第十二号中「印」を削り、記載上の注意1．を削り、記載上の注意2．を記載上の注意1．とし、記載上の注意3．から記載上の注意15．までを一ずつ繰り上げる。
様式第十四号中「印」を削り、記載上の注意1．を削り、記載上の注意2．を記載上の注意1．とし、記載上の注意3．から記載上の注意7．までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省経済産業省令第七号

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）を実施するため、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年農林水産省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1号、別紙様式第2号、別紙様式第2号の2、別紙様式第3号の2、別紙様式第4号、別紙様式第6号、別紙様式第7号及び別紙様式第8号中「㊞」を削る。

○経済産業省令第九十号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項並びに第十二条第一項並びに第十三条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定に基づき、並びに同法第十一条第二項及び第十二条第二項を実施するため、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第八の二、様式第九、様式第九の二及び様式第十中「㊞」及び備考4を削り、備考5を備考4とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省経済産業省令第八号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、これらの様式（備考）中「日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を「日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。